

# 福岡県立飯塚研究開発センタープロジェクト推進室の管理及び利用手続きに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡県立飯塚研究開発センター（以下「センター」という。）が管理するプロジェクト推進室の管理及び利用の手続について必要な事項を定める。

(利用対象者)

第2条 プロジェクト推進室の利用対象者は、福岡県立飯塚研究開発センターの管理及び利用手続きに関する規程第15条第6項の規定により、研究開発室等の利用が認められた者のうち、企業等と共同開発を行う者とする。

(利用対象施設・設備)

第3条 第1条の規定によるプロジェクト推進室は、次のとおりとする。

番号	施設の名称	設備
1	プロジェクト推進室（3階）	テーブル 1台 椅子 4脚 ホワイトボード 1台 大型モニター（スタンド付き） 1台 有線LAN 1口 無線ルータ（置台及びケーブル含む） 1台
2	プロジェクト推進室（4階）	テーブル 1台 椅子 4脚 ホワイトボード 1台 大型モニター（スタンド付き） 1台 有線LAN 1口 無線ルータ（置台及びケーブル含む） 1台

(利用単位及び利用期間)

第4条 プロジェクト推進室の利用単位は1日とし、最大3箇月（90日）まで連続して利用できるものとする。

(利用料金)

第5条 プロジェクト推進室の利用料金は、次のとおりとする。

番号	施設の名称	利用料金（税込）
1	プロジェクト推進室（3階）	1,000円／1日
2	プロジェクト推進室（4階）	1,000円／1日

2 第3条の規定による設備の利用料金は無料とする。

(利用の申請等)

第6条 プロジェクト推進室を利用しようとする者（以下「プロジェクト推進室利用申請者」という。）は、原則として利用日の1年前から前日までに、プロジェクト推進室利用申請書（様式第1号）に署名又は記名押印の上公益財団法人飯塚研究開発機構理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

2 理事長は、前項の申請書を受け付けた場合において、その内容を適当と認めるときはプロジェクト推進室利用承認書（様式第2号）を、適当でないとき認めるときはプロジェクト推進室利用不承認通知書（様式第3号）を、プロジェクト推進室利用申請者に交付するものとする。

3 プロジェクト推進室利用承認書（様式第2号）が交付され、プロジェクト推進室の利用が認められた者（以下「利用者」という。）は、利用に際しプロジェクト推進室利用誓約書（様式第4号）に署名又は記名押印の上提出するものとする。

4 利用者は、第3条の規定による設備を利用できるものとする。

(利用の変更等)

第7条 利用者が、その利用を取り消し、又は変更しようとするときは、プロジェクト推進室利用取消・変更申請書（様式第5号）を原則として利用日の3日前までに、理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の申請書の内容を審査の上、プロジェクト推進室利用取消・変更承認（不承認）通知書（様式第6号）を申請者に交付するものとする。

(利用料金等の納入)

第8条 プロジェクト推進室の利用料金については、請求書（様式第7号）を利用者に交付するものとする。

2 利用者は、理事長が他の方法を相当と認める場合を除き、利用月の翌月20日までに理事長の指定する口座へ振り込む方法により納めるものとする。

(物品の搬入)

第9条 利用者は、機械器具類をセンター内に搬入しようとするときは、理事長に物品搬入申請書（様式第8号）2部を提出し、承認を受けるものとする。

2 理事長は、前項の申請について承認又は不承認を決定したときは、物品搬入申請書（様式第8号）の1部に承認又は不承認の旨を記載し、これを申請者に交付するものとする。

(利用する権利の譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、当該利用する権利を他に譲渡し、又は転貸することができない。

(利用の開始)

第11条 利用者が、その利用を開始する日の開始時間は午前9時とする。

- 2 利用者は、当該利用を開始する前に、公益財団法人飯塚研究開発機構（以下「機構」という。）職員立会のもと、利用する施設及び設備について確認をする。

（利用の終了）

第12条 利用者が、その利用を終了する日の終了時間は午後5時とする。

- 2 利用者は、当該利用を終了するときは、直ちに当該利用に係る施設等を原状に回復するとともに、利用者がセンター内に搬入した物品を撤去し、機構職員から利用した施設及び設備の点検を受けるものとする。
- 3 利用者が前項の義務を履行しないときは、理事長は、利用者に代わって当該施設等を原状に回復するものとする。この場合において、利用者は、原状回復に要した経費を負担するものとする。

（損傷等の取扱い）

第13条 利用者は、センターの施設等が損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を理事長に届け出るものとする。

- 2 前項の損傷又は滅失が、利用者の故意又は過失によるものであるときは、当該利用者は、これを原状に回復し、又はその修理若しくは補完に要する経費として、理事長の認定する額を負担するものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。